福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2020年12月 日 No.42 連絡先 吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263 E-mail nql30048@nifty.com ホームページ http://www.nonukesshiga.jp/

/	
,	内容
	12月10日 本訴第27回口頭弁論
	法廷での原告側陳述内容
	① 準備書面(72):津波問題での反論 (石川弁護士)】2
	② 準備書面(73): 航空機や船舶と比較した原発避難計画(井戸弁護団長)4
	③ 準備書面(74):蒸気発生器伝熱管減肉問題(関口弁護士)4
	【井戸弁護団長の概要報告】4
	【記者との質疑応答】
	講演「原発マネーに不正還流を許すな!」7
	12月4日大阪地裁判決に対する原告団声明8
	2021年3月11日支える会総会記念講演「大飯原発勝訴判決を勝ち取った裁判のとりくみ」8

12月10日 本訴第27回口頭弁論

原告:津波問題での反論、船舶や航空機と比較した原発の避難計画の重要性、蒸気発生器伝熱管減肉のリスクなど主張被告:地盤問題について専門家意見書等をふまえ反論1月末までに争点整理を完了、証人の採否はその後に

12 月 10 日、福井の原発 7 基の運転差し止めを求めた本訴 (2013 年 12 月 24 日提訴)第 27 回口頭弁論が大津地裁で行われました。今回は、一般傍聴席は 12 席、車いす席 1 席と前回に比べて入廷制限が少し緩和されたものの密を避ける席の配置でした。

原告側は、①津波問題での反論、②船舶や航空機で義務付けられている避難措置に相当する 避難計画は原発では一層重要であること、③高浜原発で発生している蒸気発生器の減肉問題は 過酷事故に発展するリスクをはらんでいることなどについて、それぞれ準備書面(72)、(73)、(74)を提出して法廷で口頭説明を行いました。

一方関電側は、準備書面(53)~(56)を提出しました。その内容は、この間、原告が指摘してきた各原発の地盤は水平成層構造とはいえず、三次元探査が必要という主張などに対して反論したものです。このうち、準備書面(53)では、東京大学名誉教授や名古屋大学名誉教授などの専門家意見書をふまえて、自らの主張が妥当であるとして反論しています。

次回の期日は3月11日(木)、13時10分から進行協議、14時30分から口頭弁論とされました。 裁判が始まる前、13時10分から原告の代表も参加して進行協議が行われ、争点整理や今後の 期日について確認されました。この中で裁判長は、大飯原発の設置変更許可を取り消した 12 月 4 日の大阪地裁判決を読みたいとして、原告側に証拠としての提出を要請しました。

裁判終了後は、記者会見を行い、記者会見終了後は講演会「原発マネーの還流を許すな!」を 行いました。

以下では、法廷での主張内容、記者会見、裁判に先立って行われた進行協議、記者会見や講演 の概要などについてお知らせします。

【法廷での原告側陳述内容】

① 準備書面(72):津波問題での反論(石川弁護士)】

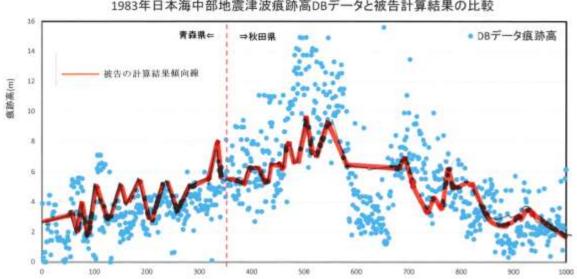
原告が津波問題について主張した準備書 面(26)の内容を、被告は、準備書面(50)で全 面的に否定していますが、今回提出した原告 準備書面(72)は、それに対する反論です。

主な内容は、1)被告が用いた津波シミュレ ーションモデルは実績データによる検証が 不十分であり、若狭の原発に対する予測とし ては信頼性に欠けること。2)被告は伝承の大 津波について徹底的に否定しているが、歴史 学者や歴史史料、さらには津波痕跡調査から も歴史的な大津波の存在の可能性を否定で きないこと。3)津波予測は、地震と比べても 歴史の浅い分野であり、新しい津波発生機構 の発見や、津波高さの評価結果が短時間のう ちに置き換えられるなど、被告の評価結果が 十分安全というものではない。

1) について

原告は準備書面(26)で被告のシミュレー ションモデルの検証では、津波の発生源近く では、津波痕跡高(実績値)とモデルによる 計算結果が一致しておらず、モデルの信頼性 に欠けることを指摘しましたが、被告は、検 証に用いた津波発生源は、若狭湾から遠く離 れた場所であり、離れた場所はモデル計算に おける格子間隔を大きくとっているため計 算結果と実績値が一致しないが、評価地点で ある若狭湾付近では痕跡高と計算結果はよ く一致しているから問題ないと反論してい ます。

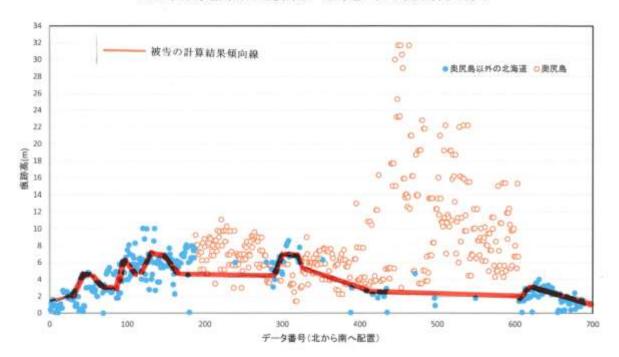
被告が検証に用いた二つの津波について、



1983年日本海中部地震津波痕跡高DBデータと被告計算結果の比較

DBデータを北から南へ配置、横軸数値はデータ番号

1993年北海道南西沖地震津波 北海道における痕跡高の分布



東北大学津波データベースにアクセスして データを整理すると、被告が検証に用いた数 の約 10 倍のデータが存在することが判明し ました。

津波発生源付近について、データベースの 津波痕跡高と被告の計算結果を示したもの が前掲二つの図です。図中の点がデータベー スの痕跡高、実線が被告の計算結果を表すも のですが、被告の計算結果以上に実績値との 乖離が激しいことが明らかになりました。と くに、1993年北海道南西沖地震津波につい ては、高さ30mを超える痕跡高を記録した 奥尻島のデータは全く使われていないこと も判明しました。

データベースの整理を通じて、再現性の検討に用いられたデータの背景には大きなバラツキがあることが明らかになりました。津波発生源近くの再現性の問題は、若狭湾近くに津波発生源を設定している若狭の原発の問題であり、計算間隔を大きくとったため、計算結果と実績値に乖離が生じているという被告の主張は仮説にすぎず、立証されていません。実績値により十分な検証が行われて

いない被告の津波評価結果は決して安全とはいえないものです。

2)について

被告の調査や主張は、伝承の津波があったことを否定できるものではないことを歴史学者や各種歴史史料により明らかにするとともに、福井大学の山本教授らの調査によって発見された津波痕跡は、天正の時代だけでなく、5千年間で3回の津波痕跡が確認されたものであり、このことを重視すべきであることなどを指摘しました。

3)について

東北大学今村文彦教授は、2011 年の大津 波について、サイレント津波という新たな津 波の発生機構を解明しましたが、これは津波 の予測レベルの現状、つまり津波高さの予測 結果は絶対的なものではなく、原子力発電所 の安全性という点からは極めて不十分な現 状を改めて認識させるものとなったと言え ます。

そのことは、地震調査研究推進本部の津波 レシピに基づく東北地方太平洋沖地震につ いてモデル計算した結果が実績となかなか 一致しない問題や今年発表された内閣府の 巨大地震モデル検討会の予測結果が、福島第 一原発で進められている津波対策高さを超 える問題などについても同様のことが言え ます。

② 準備書面(73): 航空機や船舶と比較した原発避難計画(井戸弁護団長)

被告の主張は、本件各原発は過酷事故を起こさないのだから、避難計画に不備があっても、原告らの人格権を侵害しないというものであり、福島原発事故前の原発安全神話から一歩も出ていないものです。

他の分野と比較してみると、船舶では万が一の海難事故の際の救命設備を備え付けていない船舶は、法令上航行することが許されません。飛行機も非常脱出用スライドを備えつけていない航空機は、法令上、航空の用に供することができないのです。

ここで大切なことは、事故を起こさないためにどれだけ船舶や航空機本体の安全性を 高めても、救命設備の義務付けについて例外 がないことです。

船舶や航空機ですら万が一の事故の際の 救命設備が備え付けられていなければ航海 や運航が許されないのに、原子力発電所が万 が一の事故の際の救命手段である適切な避 難計画が準備されていなくても運転が許さ れるという現実が社会通念に反し、社会的に 許されない事態であることは明白です。

③ 準備書面(74):蒸気発生器伝熱管減肉問題(関口弁護士)

高浜原発3号機及び4号機においては、相次いで蒸気発生器の伝熱管減肉問題が生じています。その原因は、異物の混入とされていますが、異物の原因や混入経路などは特定されておらず、適切な管理が行われているとは言えません。伝熱管が破断すれば高温・高圧(約160気圧、約320℃)の1次系の水が2次系に噴出することになり、伝熱管の減肉は、原子炉容器内の核燃料が露出し、炉心溶融(メルトダウン)の危険性も内在する

事象です。自ら取り決めた対策すらも十分に 行えていないような被告が、ひとたび間違え ば過酷事故に至る危険性を有する原子力発 電所を運転する資格は全くありません。40 年以上にわたって運転されてきた老朽原発 (美浜原発3号機、高浜原発1、2号機)の 伝熱管は、それ以上に減肉が進行していると 考えられ、リスクは高浜原発3、4号機以上 に高いと言わなければなりません。

【井戸弁護団長の概要報告】

記者の質問に先立って井戸弁護団長から原告、被告の主張についての概要説明と弁論に先立って行われた進行協議の内容についての説明が行われました。

1 主張内容の概要説明



まず原告が提出した書面ですが、津波問題で反論した準備書面(72)はかなり説得力のあるものだったと思います。

準備書面(73)は避難計画についてですが、これについて裁判所が判断したものは少ないです。そもそも重大事故が発生しないのだから避難計画については判断するまでもないというものです。関電を含めて事業者も同様の主張をしています。それはおかしいというのがこの書面です。どんなに安全性を高めてリスクはあるのであり、船舶や航空機を例にあげて問題を指摘しています。

準備書面(74)は繰り返し事故を起こしている伝熱管の問題です。関電はこれに厳正に対処できていません。比較的新しい高浜3、4号機で発生しているこの問題は老朽原発ではもっとリスクが大きいと言えます。

一方、被告は4つの書面を提出してきました。すべて地盤の問題です。準備書面(53)は関電が依頼した専門家二人の意見書に基づくもの、(54)~(56)は大飯、高浜、美浜のそれぞれについて主張したものです。

2 争点整理について

裁判所の要請により、原告、被告双方で、 それぞれの主張について整理を行ってきま したが、双方の争点設定の仕方や整理内容の 考えた方などが統一されていなかったため、 表で対比することができないものとなって います。ただ、裁判所は争点把握するために は意義のあるという判断であり、あとは裁判 所が整理し、今後の裁判の方向を決めるとい うことになります。まだ 100%完成していな いので来年1月29日までに完成させること を確認しました。証人の採否についてはそれ が終わった後からということなのでもう少 し時間がかかるかと思います。

3 12月4日の大阪地裁判決

裁判所が至急読みたいと言われ、原告側か

ら証拠提出することになりました。

この判決は、大飯3、4号機は、地震のバラツキを考慮していないという判断が示されたものであり、全国の原発裁判に与える影響は非常に大きいものがあります。この判決をふまえると、滋賀の裁判でも独自の課題を設定する必要があると考えています。また、新規制基準では、福島事故を踏まえてバラツキを考慮すべきと改定されたのであり、その辺のことが主張できていなかったので改めて主張したいと考えています。

4 次回の主張予定

原告側は、

- ① 今回の関電の地盤について主張の反論
- ② 今回とは違う視点での地盤の問題
- ③ 大阪地裁判決の地震動のバラツキの 問題での主張

被告側

- ① 火山灰の層厚について修正が規制委員会で認められたので、その層厚での安全性への影響や運用上の問題について検討中であり、それが間に合えば提出。
- ② 本日の原告書面を検討し必要性に応じて反論を準備

5 次回以降の日程

2021 年

- 3月11日(木)14:30~第28回口頭弁論(13:10~進行協議)
- 6月10日(木)

【記者との質疑応答】

- Q1.争点整理でどういった部分が原告、被告 の不一致があるのか?
- A. 争点の構造のとらえ方が違う。被告の整理表は 94 ページもあり非常に詳細なものとなっている。構造というのは、我々

は、総論と各論に分けて整理したが関電はそうした構造分類ができていない。

- Q2.12 月 4 日の大阪地裁判決がこの裁判に 与える影響は?
- A. 断層モデルというのは活断面積と地震モーメントとの関係式であり、10 倍以上のバラツキがあるデータを最小二乗法という方式で平均値を算出する式をつくっている。この式を用いて設定した断層のだが、大阪地裁判決はバラツキを考慮する必要があるかどうかすら検討している。大阪はこの断層モデルが使われているが高浜と美浜は活断層の長さと地震モーメントとの関係式が用いられている。これも同様にばらつきがあるものを平均値でとらえようとするものであり、同様の問題を含んでいる。そのことを指摘していきたい。
- Q3.津波問題での双方主張の要点は?
- A. 原告準備書面 (26) で、津波発生源付近、 つまり津波のピーク値が表れている付 近の津波痕跡高と計算結果の不一致を 指摘したところ、計算格子間隔を大きく したため生じた問題という反論があっ た。そこで、東北大学のデータベースで 実績データを整理したところ、被告が使 用したデータ数の 10 倍近くのデータが あることが判明した。さらに、被告の検 討以上に計算結果との乖離が激しいこ とも明らかとなった。

- **Q4.**格子間隔が荒いのが原因というなら小さくすればいいと思うが関電はどういっているのか?
- A. 評価地点の若狭湾から離れた地点の格子 間隔を細かくする必要はないという関電 の判断だ。
- Q5.津波についてはどの程度争点となっているか?
- A.津波について判断した事例はあまりない と思うが今回の原告主張は重要な問題を 提起していると思う。
- **Q6**.大阪地裁のバラツキの問題と近い問題があるように思うがどうか?
- A. 津波もバラツキが大きく、過去の主張では 95%信頼区間で評価すべきという主 張も行っている。バラツキに関する主張 は地震だけを想定していたが津波も含めて考えていきたい。
- Q7.被告の地盤問題の意見書を書いた人はど ういう人か?
- A. 名古屋大学名誉教授の澤田義博氏(地震・ 地震工学、地盤工学)と東京大学名誉教 授小島佳二氏(地質工学、地質学)の二 人。澤田氏は電力中央研究所の出身。
- Q8.証人採用の見通しは?
- A. 関電は証人採用に反対しているが、原告が申請している 5 人全部かどうかわからないが裁判所は採用すると思っている。
- **Q9**.大阪地裁判決をみたいという裁判所の意図は?
- A. 数か月後には判例はでる。それを待たずにすぐに見て裁判所として考える材料にしたいということであり、積極的姿勢だ。

大津地裁での今後の原発裁判の日程

2021 年 3月11日 (木) 1430~第28回口頭弁論 15:30 頃から記者会見

16:00 頃から支える会 2021 年度総会

講演「大飯原発設置変更許可取り消しを勝ち取った大阪地裁判決」

講師 武村二三夫 弁護士

6月10日(木) 第29回口頭弁論

原発マネーの不正還流を許すな!

宮下 正一(関電の原発マネー不正還流を告発する会事務局担当者、 原子力発電に反対する福井県民会議事務局長)

事件の概要

森山栄治元高浜町助役が関西電力役員らに3億2千万円もの金品がわたっていたことが報道されたが、その後の調査で関電から吉田開発への工事発注した金額の一部が、森山元助役へ流れ、その一部が関電役員への還流している実態が明らかになった。

経過

事件が明るみになる発端は、2018年1月、吉田開発に金沢国税庁が税務調査に入ったことであり、同年2月には豊松元副社長らは、森山氏に1億6千万円を返還するとともに国税局へ修正申告と追徴金を支払った。関電は、7月に調査委員会を設立し、9月11日に調査報告をまとめているが翌年の2019年9月27日まではその内容を全く秘密にしていた。

関電が記者会見したのは、関電内部でそれなりの地位にあったと思われる人を中心とする「関電よくし隊」の内部告発と共同通信の報道があったからであり、これがなければ闇に葬られていた。

告発する会の設置

2019年10月24日に「告発する会」を設置し、全国に告発人を募ったところ1次、2次あわせて5500人を超える方々に告発人になってもらうことができた。第1次の告発状は12月13日に提出したが、告発状で大阪地検に訴えたのは、特別背任罪、取締役などの贈収賄罪、所得税法違反などだ。



まだあった不正

2013 年と 2015 年の電気料金の値上げの際、役員報酬や役員賃金のカットが行われたが、このうち役員報報酬削減分を密かに補填していることが明らかになった。

さらに、追加納税を行った豊松氏らに対し、 月 30 万円を 5 年間支払うことが決定されて いた。

関電、株主も提訴

関電は第3者委員会の調査をへて、6月16日に旧役員に対して19億円の損害賠償をせいきゅう。6月23日には株主49人が92億円の損害賠償請求をしている。

告発状が受理

10月5日には告発状が受理された。起訴されればいいが、起訴されなければ検察審査会への申立を行い、この事件の全容解明、関係者の処分、汚れた金まみれの原発推進をやめさせることをめざしてがんばっていきたい。

原告団声明

12月4日 大阪地裁は国に対し 大飯原発3・4号の設置許可取り消しを命じる

大飯3・4号は地震に耐えられないと、原告の主張を認める判決 国は控訴を断念して設置許可を取り消し、すべての原発等について耐震性の見直しを行え

本日(12月4日)大阪地裁の行政訴訟において、大飯原発の基準地震動は過小評価であるとして、 設置許可を取り消せとの判決が出された。これは福島原発事故後に新たに導入された地震動審査ガイドの規定を踏まえた結果である。原子力規制委員会は直ちに大飯3・4号の設置許可を取り消し、 国は人々の安全を守るために控訴を断念すべきである。この判決は8年半にわたる長い闘いの成果である。

原子力規制委員会は、これまで自ら策定したガイドにおける地震規模の「ばらつき」を考慮せよと の規定を無視し、適用を退けてきた。大飯原発で、基準地震動の基礎となる地震規模を決める入倉・ 三宅式は、過去に起こった世界中の53個のデータの平均値である。しかし実データはばらついてい て平均式との間に乖離があり、平均式より大きい地震規模が発生する可能性をはらんでいる。

この事実に基づいてガイドは、「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、 経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」と規定している。この規定について、原子力 規制委員会は2018年12月19日付「新規制基準の考え方[改訂版]」において、「当該経験式の前提と された観測データとの間の乖離の度合いまでを踏まえる必要があることを意味している」との見解 を出している。

今年1月30日に裁判長は被告に対してこの乖離の度合いとして、少なくとも標準偏差を考慮して も、設置許可基準規則4条3項が規定する「地震による損傷の防止」が成り立つことを示すよう指示 した。「ばらつき」の考慮が福島事故後に初めて策定されたことの意味を考えるようとも指摘した。 現行では「不確かさ」を考慮した場合の856ガルが最大加速度である。それにさらに「ばらつき」の 標準偏差を考慮すれば1,150ガルとなる。それでも上記基準規則の成立を示すことが事実上求めら れたのである。

ところが被告は、標準偏差は考慮したものの、今度は現行の「不確かさ」考慮をとり払い、現行よ り低い 812 ガルにしかならないと主張した。これでは裁判長が基準規則適合性を求めた意味が消し 飛んでしまう。

このような愚論を判決ははっきりと退けた。地震が過去の平均値で起こるとは限らないとの法則 性を裁判所が認定したのである。

原子力規制委員会はこの判決を踏まえて、すべての原発及び原子力施設等について、地震規模(地 震モーメント及びマグニチュード)の見直しを行うべきである。

関西電力に関しては、大飯原発の地震規模の見直しはもちろんのこと、とりわけ老朽美浜3号炉の 耐震性が大きな問題になる。敷地のほぼ直下にあるC断層が現行でも993ガルをもたらすが、「ばら つき」の標準偏差を考慮しただけで1,330ガルに跳ね上がる。老朽化に伴う諸問題を抱えながら、こ のような危険性が放置されてよいはずはない。再稼働を中止し、耐震性の見直しを行うべきである。

全国各地の原発に関して、耐震性の見直しを要求する取組みを協力して進めていこう

2020年12月4日 おおい原発止めよう裁判の会

次回 2021 年 3 月 11 日 (木) 16:00 頃からの支える会総会記念講演

「大飯原発勝訴判決を勝ち取った裁判のとりくみ」

講師 武村二三夫 弁護士 場所 大津市旧公会堂ホール